インターンシップに関する協定書

ひな型

様式-3

　○○○○大学（以下「甲」という）と株式会社○○○○（以下「乙」という）は、甲がインターンシップにより甲の学生を派遣し、乙がこれを受け入れることに関し、以下のとおり協定書を締結する。

（目的）

1. インターンシップは、学生に、大学における学修と並行して、企業あるいは公的機関等において所定の期間の体験をさせることにより、大学では得ることのできない実践的で幅広い見識と社会への適応性を身につけさせ、学生が将来的な職業選択と更なる学修意欲の喚起に資する経験を積むことを目的とする。

 (インターンシップの内容)

第２条　甲は学生に対してプログラムの設定、指導、成果について責任を負う。

1. 乙は、甲及び学生に対して、本インターンシップの実施場所及び環境を提供するものとする。
2. 学生の本インターンシッププログラム内容、配属先(実施場所)、指導担当、就業条件等、及びその他本インターンシップの実施に必要な学生個別の取り決めは、甲乙協議のうえ学生毎に別途定めるものとする。
3. 乙は、学生がプログラムに従って本インターンシップに参加するに当たり、必要とするときは、乙に属する設備、装置を提供するとともに、それを用いた助力又は助言等を行うものとする。
4. 甲は、乙に対し、実施期間中いつでも、インターンシップのプログラムが計画どおりに実施されているかについての確認を求めることができる。
5. 甲は、前項の確認の結果、プログラムが計画どおりに実施されていない場合には、乙に対し、改善のための協議を求めることができる。

（誓約書の提出）

第３条　甲は、学生がインターンシップの参加にあたり遵守すべき事項を定めた誓約書

に本人（研修生が未成年の場合は本人および法定代理人）の署名捺印を得て乙に提出するものとする。

（実習期間）

第４条　学生が乙において実施するインターンシップの期間は、　　　　年　 月　 日

から　　　　年　 月 日までの　　　日間とする。

　 ただし、必要がある時は甲乙協議のうえ、その期間を変更できるものとする。

（事前の指導）

第５条　甲は、インターンシップに参加する学生に対し、インターンシップに先立ち、

乙に関する業界の概要、ビジネスマナー、秘密保持義務、その他社会人としの

心得などについての指導を行う。

（学生の報酬及び費用）

第６条　乙は、インターンシップを無償で実施し、学生に対して実施期間中の賃金、

報酬、交通費及び手当等を支給しない。ただしプログラム実施に係る費用び、乙が学生に命ずる職務遂行に伴う費用については乙が支給するものとする。

　 (受入条件等)

第７条　甲は、学生に対し、実習生の本インターンシップ中の災害や事故その他の事由による損害を補償するために、甲が指定する「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険の両方（以下、「学生保険等」という。）に加入させる。

1. 学生がインターンシップ期間中に故意又は重大な過失により乙の所有する建物、設備、備品等、又は第三者に損害を与えた場合は、学生及び甲はその法律上生ずる責任の範囲内においてその損害を賠償するものとする。その損害に関しては、学生保険等をもって補償に充てるものとする。
2. 学生がインターンシップ期間中、及び通勤の際被った事故・災害に関しは、学生保険等をもって補償に充てる他、甲乙は誠意を持って問題の解決に当たるものとする。
3. 甲は、本インターンシップ中、学生に対し、乙に属する従業員と同等又はそれに準じた就業規則に従うよう義務づけるものとする。
4. 学生は、本インターンシップ終了後速やかに、本インターンシップ実施期間中に得られた成果について、別途定める様式により報告書を作成し、甲の指導教員及び乙の指導担当者に承認を得るものとする。
5. 本インターンシップを甲の履修科目の単位として認定する場合は、甲は事前に乙の了承を得るものとする。
6. 甲乙は学生において、本協定書に違反する行為があった場合、乙は当該学生について、直ちに本インターンシップを終了させることができるものとる。乙は、本インターンシップを終了させた場合、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

（学生の個人情報の管理）

第８条　乙は甲に対し、学生の受入れの可否を決定し、又はインターンシップを実施するために、学生に関する必要な情報の提供を求めることができる。

2 乙は、学生の個人情報を、個人情報に関する法律に則って適切に管理しなければならない。

3 乙は、学生の個人情報を、本人の事前の同意なく第三者に提供してはならない。また、インターンシップ以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、実施期間終了後、第1項により提供を受けた学生の個人情報を、甲に返却または責任をもって破棄し、その旨を甲に報告しなければならない。

（機密保持義務）

第９条　甲は、インターンシップ期間中に、乙及び乙の顧客並びにそれらの活動に関して知り得た機密について、乙の承諾のない限りインターンシップ終了後も他に漏洩しないよう、また本インターンシップ以外の目的で使用しないよう学生に対し義務付けるものとする。秘密漏洩を行うなど、インターンシップの継続を不可能にする事態が生じたときには、甲は、乙が当該学学生についての実務研修を終了させることに同意するものとする。

 2 甲は、本インターンシップに関して、学生が口頭若しくは書面でなした報告

に企業情報が含まれる場合には、前項に基づき学生が負うのと同等の義務を負うものとする。

　　　　3 甲は、甲又は学生が学内発表等により実施成果を公表しようとする場合は事前に乙の同意を得て行うものとする。

（報告書の提出）

第10条 乙は、甲の求めがあった時は、インターンシップ終了後、受け入れた学生の研修状況について、甲に対して、甲の定める書式による評価報告書を提出するものとする。

（本協定書の有効期限）

第11条　本覚書の有効期限は、○○○○年○○月から○○○○年○○月までとし、甲乙　どちらからも更新しない旨の申し出が無い場合は、1年毎にこれを更新するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第12条　本覚書に定めの無い事項及び覚書に疑義が生じた場合、並びに改正の必要が生じた場合、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

　　　　年　　　月　　　日

　上記を証するため、正本２通を作成し、双方記名押印の上、各１ 通を保管する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

○○県○○市○○町○○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

○○県○○市○○町○○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表　　　　　　　　　　　　㊞